

会員 interview

正会員のサンコウリフォーム株式会社にインタビューしました サンコウリフォーム株式会社 代表取締役 増山 忍 (敬称略)



地域に根ざし、人を大切に育む会社づくり — 現場がつなぐ価値を未来へ つながりで作る価値 — 現場とお客様を結ぶ、私たちのものづくり

社長は、サッシの仕事を「暮らしの入口を整える営み」と語ります。そして、同社が長年変わらず大切にしてきたことを尋ねると、「やっぱり“人とつながり”です」と迷いなく口にします。

現場は、設計者、職人、協力業者、工務店、そしてお客様など、多くの人の思いが合わさって初めて成り立つもので、約束を守ること、嘘をつかないこと、困難な場面ほど誠実に向き合う姿勢を何より大切な基盤としてきたと話します。

また同社は、「モノを納める会社」から一歩進み、“価値を提供する会社へ”と歩んでいきたいと社長はいます。そして、製品そのものではなく、その先のお客様の安心まで責任を持つ姿勢こそ、これからの時代に求められるあり方だと語ってくれました。

■ やりがいは「お客様の声」に宿る

「これで安心して暮らせる」「使いやすくなった」など、完工後にいただく言葉は大きな励みになっているといいます。目立たない部分の調整や仕上げほど生活の質を支えるため、丁寧に向き合うことを大切にしてきたそうです。

派手さはありませんが、暮らしに寄り添う仕事を続けることで確かなやりがいと生まれると力強く語ってくれました。

■ 育つ人、続く仕事

社員の働き方について尋ねると、「若い子も育ってきていて、みんな辞めないんですよ」「でも、それが一番じゃない。長く続けられるからこそ、仕事がしやすくなるんだと思います」と笑みを浮かべながら話してくれました。

社長の言葉からは、社員が落ち着いて働き続けられる環境が自然と形づくられてきたことへの静かな誇りが感じられます。

さらに、同社は、現在、公共・医療施設など安全性が求められる現場も手掛けるようになり、段取りと品質を磨いています。こうした経験を積み重ねることが社員の自信につながり、日々の業務にも良い影響を与えているといいます。

■ 協会への期待 — 技術を未来へつなぐために

資材価格の高騰、人手不足、インフラ老朽化など、環境が大きく変化するなかで“守る技術”の重要性は増しています。社長は、PGM協会には工法の普及だけでなく、施工品質の向上、技術者育成、業界全体の信頼性向上を牽引する存在になるように貢献したいと語ってくれました。

現場を知る企業の知見が集まり、技術が標準化され、確かな施工が次の世代へ受け継がれていくこと。同社としても足元の丁寧な仕事を続けながら、その循環への貢献を目指すという熱意がよくわかりました。



公共施設での施工経験から、丁寧な段取りと確かな技術が磨かれてきた現場。

他企業へPGM紹介&展示

2024年5月 あなぶきPMアカデミー東京 教育研修にてPGM紹介プレゼン、 同展示ブースにてPGM施工サンプルを展示

株式会社穴吹ハウジングサービス様の教育研修会の中でお時間をいただき、PGM工法、サッシのカバー工法、ならびに2DOORデレマース（避難用子扉付き玄関ドア）の説明会を開催いたしました。

会場参加者およびWEB視聴者を含め、計100名ほどの方々に講演を行いました。

講演後には展示室にてPGMのサンプルを実際に手に取っていただき、PGMの軽さや頑丈さ、支柱内部の空隙が埋まっている様子などを体感していただきました。

また、同年6月にはあなぶきPMアカデミー東京にて川崎市主催の管理組合様向け大規模修繕講演会が開催され、株式会社穴吹ハウジングサービス様のご厚意によりPGMの説明の機会をいただき、周知活動を行いました。



TOPIC

共用部分の瑕疵による漏水事故、管理組合は占有者に該当する－最高裁が原審を破棄－

〔最高裁令和8年1月22日・第一小法廷判決〕

本件は、区分所有建物の共用部分である外壁コンクリート躯体や床下スラブに亀裂などの瑕疵が生じ、その結果、専有部分である203号室において複数回の漏水事故が発生した事案である。上告人（区分所有者）は、これら共用部分の瑕疵に起因する損害について、管理組合に対し民法717条1項本文に基づく損害賠償を求めた。

管理組合は、共用部分について自らは同条の「占有者」には当たらないと主張したが、最高裁は、区分所有法の仕組みにおいて、共用部分の管理・保全を行う主体は区分所有者全体で構成される管理組合であることに着目し、管理組合は共用部分を支配管理し、通常有すべき安全性を確保すべき地位にあると判断した。したがって、特段の事情がない限り、管理組合は民法717条1項本文の「占有者」に該当し得るとした。

以上を踏まえ、管理組合が占有者に当たらないとした原審の判断には法令解釈の誤りがあるとしてこれを破棄し、損害額等の点についてさらに審理を行うため、事件を東京高等裁判所へ差し戻した。

管理組合の賠償責任が問われる時代へ－判例が示す予防保全の必要性－

本判決は、共用部分の管理・保全体制が十分に整備されていない場合、管理組合が民法717条上の「占有者」と評価され、損害賠償責任を負う可能性があることを改めて明確に示したものです。共用部分に生じる瑕疵は、外壁やスラブといった建物の基本構造部に限らず、日常的な点検不足や劣化兆候の見逃しによっても発生し得るものであり、その放置は結果として重大な事故や居住者被害につながる危険性をはらんでいます。

したがって管理組合としては、建物診断の定期的な実施、長期修繕計画の現実的な更新・運用、修繕の必要性に対する迅速な意思決定、専門家への助言依頼などを通じて、共用部分の安全性を確保する主体的かつ継続的な取組みがこれまで以上に求められることを示唆する判例といえます。

お問い合わせ先



PGM協会
お問い合わせ



三和テクノス HP
PGM協会

PGM協会事務局 三和テクノス株式会社

事務局：中島 テクニカルサポート：森（東日本担当）、木村（西日本担当）

〒170-0013
東京都豊島区東池袋 1-18-1 ハレザタワー20F内
三和テクノス株式会社 社内設置

info@tsanwa.com ☎ 03-5952-0224

ご意見ご要望お待ちしております

PGM